

板橋産連

ニュース

第1186号

2017・3・1

発行：一般社団法人 板橋産業連合会
板橋区仲宿54-10 ☎(3962)0131

協力：板橋区

FAX(3962)0133

NEWS

- ◆ 吉川会長 板橋区政功労者表彰受賞祝賀会
- ◆ 板橋産連3DCAD講座が終了
- ◆ 雇用保険関連のお知らせ
- ◆ 老齢年金の資格期間の変更
- ◆ 板橋産連の主な予定とお知らせ
- ◆ 平成28年度経営セミナー開催
- ◆ 板橋産連ビジネス実践英語講座が終了
- ◆ 平成29年度健康保険料率変更のご案内
- ◆ 板橋産業技術支援センター利用状況報告

吉川会長 板橋区政功労者表彰受賞祝賀会

「吉川会長板橋区政功労者表彰受賞祝賀会」が、2月17日(金)にホテルメトロポリタンに100名を超えるご臨席のもと、盛大に開催されました。

吉川会長は長年にわたる産業振興や中小事業所の育成発展に寄与された功績が顕著である事から、昨年10月板橋区政功労者として表彰されました。

樋口発起人代表挨拶につづき、坂本区長、杉田区議会議員、下村衆議院議員からのご祝辞は心温まるお言葉でした。原田商連会長による乾杯の後は会長ご夫婦を囲んで和やかに進行し、津軽三味線の迫力は一層祝宴を盛り上げ大島副会長による万歳三唱でお開きとなりました。



お孫様より花束贈呈



坂本区長のご祝辞



祝賀会発起人代表 樋口副会長の挨拶

平成28年度 経営セミナー開催

2月10日(金)、産連会館3F会議室において、今年度最終の「板橋経営ビジネス学院経営セミナー」が開催されました。

講師にオムロン 商品事業本部 企画室長の大塚隆史氏を迎え、「オムロンが目指す未来のモノづくり革新」をテーマに、最新技術の開発とともに製造現場のIoT化を進めてきた同社のこれまでの取組事例の紹介や、今後のIoT化におけるデータ活用の展望などについてお話しいただきました。

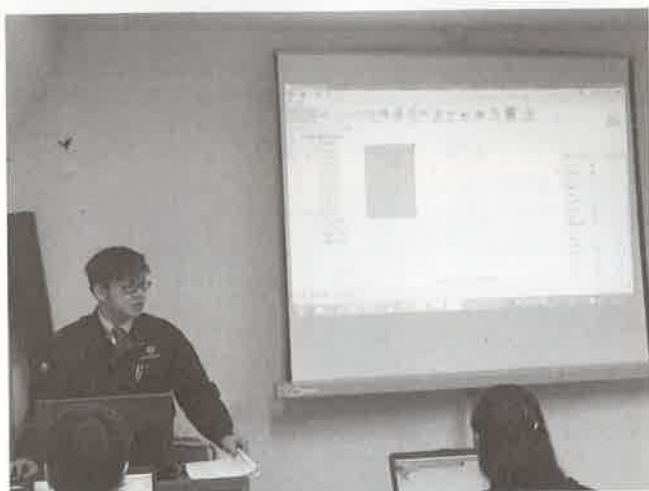


板橋産連3DCAD講座が終了

昨年よりご要望が多かった3DCAD講座を今年1月18日(水)から開催し、合計3回の講座を実施いたしました。予想を大きく上回るご応募をいただき先着順で約30名の方にご受講いただきました。

今回の講座ではAUTODESK社のFUSION 360を使用して、平面図から立体図の作図操作を学び具体的にどのような物が設計、作成できるかを学習していただきました。

FUSION 360で作成したデータは3Dプリンターでも出力することができ、3Dプリンターを使用した実践的な講座や、今回の講座より高度な応用編を希望する声も多くございました。また、受講者の中には、3DCADで設計したデータを使い取引先に説明するため熱心に質問し、講師を困らせる場面もみられた。受講アンケートには「この講習で学んだ知識と技術は即、業務に活かせる」等の声がきかれた。



立体図の作図について説明



講習風景

板橋産連ビジネス実践英語講座が終了

昨年5月19日（木）の開講より、全12日間のカリキュラムを前・後期にわたり開催したビジネス実践英語講座が、2月16日（木）に終了しました。

この講座は、脳トレ等で英語への苦手意識を払しょくすることから始まり、速読やリスニング能力の向上に加え、業務に直結したメール作成や電話対応等、実践に即した講座内容で、来年度も開催してほしい等の声が聴かれました。

受講者の皆さま、お疲れさまでした。



修了証を手に笑顔の受講者の皆さん

雇用保険関係のお知らせ

～ 厚生労働省／都道府県労働局／公共職業安定所 ～

1. 平成29年度 雇用保険料率引き下げについて

厚生労働省では、平成29年4月1日以降の失業等給付の雇用保険料率を労働者負担・事業主負担ともに1/1,000ずつ引き下げるための法律案を、国会に提出しました。

雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）については、引き続き3/1,000の予定です。

仮に、法律案の内容が修正されずに国会で成立した場合、平成29年4月1日から、平成30年3月31日までの雇用保険料率は下表のとおりとなります。

（平成29年度 雇用保険料率表 ※下段は28年度）

事業の種類	負担者 ① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	①+②		
			失業等給付の 保険料率	雇用保険二事 業の保険料率	
一般の事業 (平成28年度)	3/1,000 (4/1,000)	6/1,000 (7/1,000)	3/1,000 (4/1,000)	3/1,000 (3/1,000)	9/1,000 (予定) (11/1,000)
農林水産清酒 製造の事業 (平成28年度)	4/1,000 (5/1,000)	7/1,000 (8/1,000)	4/1,000 (5/1,000)	3/1,000 (3/1,000)	11/1,000 (予定) (13/1,000)
建設の事業 (平成28年度)	4/1,000 (5/1,000)	8/1,000 (9/1,000)	4/1,000 (5/1,000)	4/1,000 (3/1,000)	12/1,000 (予定) (14/1,000)

2. 雇用保険関係手続の見直しについて

雇用保険関係手続（電子申請を含む）の迅速な処理のため、全国のハローワークで、以下の見直しを実施します。

雇用保険手続の届出処理について

◇ハローワークでは、離職票の発行手続を最優先として行います。
そのため、資格取得届等の処理には時間がかかる場合があります。

以下のような場合は、特に時間を要しますのでご注意ください

- ・雇用保険の仕組み上、離職した事業所の資格喪失届の処理が終了していない場合や、前事業所の資格喪失日と再就職先事業所の資格取得日が重複している場合^(※1)などには、資格取得届の処理を行うことができないので、処理に時間を要します。
(※1) 前事業所の資格喪失日と再就職先事業所の資格取得日が重複している場合は、原則として資格喪失日を基準に処理を進めさせていただきます（これは雇用保険手続固有の処理であって事業所の雇用関係に影響を及ぼすものではありません）。
- ・被保険者番号が不明の場合にも、資格取得届の処理に時間を要することになります。この場合は、あらかじめ被保険者本人に了解を取った上で、届出の備考欄に職歴のある複数の事業所名を記載していただきますようお願いいたします。

資格取得届は、可能な限り4月上旬～中旬を避けての提出をお願いします

- ・資格取得届の提出は、可能な限り^(※2)最繁忙期の4月上旬～中旬を避けてくださいますようお願いいたします。〔例：4月1日に採用した従業員の届出は、4月下旬以降。〕
(※2) 雇用保険法施行規則第6条の規定により、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日までに提出が必要です。この範囲内でご協力をお願いします。

* 来所による届出・申請は、可能な限り16時までに提出いただきますよう、ご協力をお願いします。

電子申請について

◇添付書類の不足、記載漏れ等のある申請、管轄ハローワークを誤って申請がなされた場合には、原則、「修正指示」により理由を付した上で返戻をします。

◇照合省略について、

- 本社が照合省略事業所となっていて、さらに本社が定期的に支社の事務処理担当者へ研修等を実施しているなど、支社を含めた適正な届出を行うことができる場合には、本社の所在地を管轄するハローワークに「本社一括申請における照合省略承認申請書」を提出し承認されれば、支社も照合省略の対象となります。
- 上記の電子申請による本社一括申請を行う場合に、本社と同様に支社の手続についても確認書類との照合を省略する場合^(※3)には、「本社一括申請における照合省略承認通知書（電子申請用）」の添付が支社ごとに毎回必要になります。
(※3) 既に支社において確認書類との照合省略が認められている場合を除きます。
- 照合省略対象事業主等は、「離職証明書の記載内容に関する確認書」および「被保険者の確認を得られないやむを得ない理由について（事業主の疎明書または社会保険労務士の疎明書）」の添付書類を省略できます^(※4)。
(※4) これらの書類を後日確認させていただく場合がありますので、書類の取得と保存をお願いします。

* 照合省略対象事業主等は、省略可能な書類は添付しないようお願いいたします。省略可能書類、記載内容など不明な点があれば、あらかじめハローワークにお問い合わせください。

平成29年度の健康保険料について

～ 全国健康保険協会 ～

平成29年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、本年3月分（4月納付分）からの適用となります。

※任意継続被保険者の方は4月分（4月納付分）から変更となります。

都道府県単位健康保険料率（関東近県のみ抜粋）

茨城県	9.89%	栃木県	9.94%
群馬県	9.93%	埼玉県	9.87%
千葉県	9.89%	東京都	9.91%
神奈川県	9.93%	山梨県	10.04%

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、これに全国一律の介護保険料率（1.65%）が加わります。

老齢年金を受け取るために必要な資格期間が変更されます

～ 日本年金機構 ～

平成29年8月から、老齢年金を受け取るために必要な資格期間が「25年」から「10年以上」に変更されます。

これまでは、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間（国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む）と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でした。

平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになります。

→資格期間についてのお問い合わせは

「ねんきんダイヤル」(0570-05-1165)

(050で始まる電話でおかけになる場合は 03-6700-1165 (一般電話))

受付時間

月曜日	午前8時30分～午後7時00分
火曜～金曜日	午前8時30分～午後5時15分
第2土曜日	午前9時30分～午後4時00分

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。

板橋産業技術支援センター 平成28年度利用状況

～ 板橋産業技術支援センター ～

地域別利用状況



表1 板橋区内の利用者地域

舟渡	小豆沢	前野町	坂下	蓮沼町
東坂下	常盤台	高島平	双葉町	蓮根町
清水町	新河岸	南町	西台	仲宿
上板橋	志村	小茂根	熊野町	三園
大山東町	徳丸	赤塚	成増	南常盤台
若木	本町	中丸町	大原町	

○利用状況の紹介

本号と4月号で28年度における利用状況を紹介します。本号では、全体的な利用状況と板橋区内の利用地域を紹介します。4月号では、機器別の利用状況を紹介しています。

○地域別利用状況

左図に示す内円は、開所から現在までの利用者226社の分類です。また、外円は本年度の利用者98社の内訳です。本年度の特徴は、年間利用者が増えたとのことです。これは、リピーター企業が多くなっていることを示しています。また、都外の企業が増えたことでもあります。このほとんどが埼玉県企業です。川口市にある埼玉県産業技術総合センターからの紹介です。

○板橋区内の利用地域

今年度の区内地域を多い順に見た利用者地域を表1に示します。31地域から延べ41社が利用しています。区内登録は、98社です。区内企業を増やすために、初めての企業様には、無料で測定器類の使い方のセミナーを行っています。当センターを測定や技術相談にご活用下さい。

※本シリーズでは、板橋産業技術支援センターの設備を順次紹介していきますので、切り抜いて保管していただきますと、お役に立つかと思えます。

板橋産業連合会の主な予定とお知らせ

予定表詳細はホームページにてご確認ください。

開催日	行事	備考
3月7日(火)	板橋環境管理研究会 施設見学会	気象庁 気象研究所
3月10日(金)	ボウリング大会	トミコシ高島平ボウル
4月7日(金)	板橋産連ゴルフ大会	久邇カントリークラブ
4月21日(金)	4月 役員会・理事会	産連会館 3F
5月19日(金)	板橋産業連合会総会	産連会館 3F